



みんなで作ろう！

宮田村むらづくり基本条例

No. 8

発行：むらづくり
基本条例策定委員会
平成 27 年 3 月

「条文」化に向けて検討を開始！

第6回宮田村むらづくり基本条例策定委員会は3月3日に開催され、前回示された94の検討文（2月号掲載）を基に、実際に条例に掲載される文「条文」とするための検討を開始しました。

今回出された意見を、部会ごと次回委員会までにまとめてくることになりました。出された意見は次のとおりです。

- ①～⑥ 検討の論点
- ・ …… 対象となる検討文
 - …… 検討の中で出た意見

① 条文では「住民」「村民」どちらを使用するか

・ 宮田村のむらづくりにおける住民（村民）・議会・行政の基本的な役割などを定める。
■ 「村民は…」の方が宮田村らしい。「村民」の定義をどうするかなどが出されました。

② 全体的に住民の努力規定が多いのではないかと

・ 住民（村民）は、地域自治の担い手として、自律（自立）してむらづくりに取り組むよう努めなければならない。
■ 協働のむらづくりを行うには必要なこと。あまり押し付ける条例は良くないなどが出されました。

③ 「村長」行政「職員」行政運営「村政」「村」について整理が必要

・ 村長は、宮田村の代表として公正かつ誠実に村政を運営しなければならぬ。

・ 行政は、村政に関する情報について、住民（村民）・議会との共有を図るため、情報公開の充実強化を推進しなければならない。

■ 定義づけを行い整理する。行政Ⅱ役場、村Ⅱ行政などの整理が必要

④ 「一村一校」や「食育」を盛り込むことにより宮田村らしい条例にならないか

・ 住民（村民）・議会・行政は、地域一体となつて教育を推進するよう努めなければならない。

・ 行政は、多様な事業を企画立案することにより、食育を推進するよう努めなければならない。

■ 一村一校や食育の定義をしながら盛り込むべき。食育や一村一校など個別分野を条項に盛り込んでもいいのか

⑤ 住民投票は常設型が必要か必要でないか

・ 村長は、宮田村にかかわる重要事項について、直接住民（村民）の意思を確認するために、住民投票を行うことができる。

■ 住民投票はできるようにしておいた方がよい。小さな村で見ても言いやすいため不要ではないか。全国的に住民投票を実施していない。

⑥ その他の意見

■ むらづくり基本条例を住民、議会、行政の三者でつくることを意義づけたい。

■ 中学生の意見を聴くことができないか。

■ 教育委員会の関わりは盛り込む必要はないか。

このほかにも、多くの意見が出されました。

次回3月18日の委員会ではこれをまとめ、4月下旬に条文素案の完成、5月には住民のみならず説明できるような作業を進めていく計画です。

圖みらい創造課

☎ 85・3181